

船橋市議会議員

(37歳)

みつはし

三橋さぶろう

議会活動報告



第2回定例会 議案質疑①

5月25日(水)から平成28年第2回船橋市議会定例会が開かれています。6月2日(木)には市側から出された議案について会派を代表して質問に立ちました。(以下は要約です)

【三橋】

議案第1号船橋市市税条例等の一部を改正する条例について、国税の地方法人税の税率を引き上げ、引上げ相当分について、市税の法人市民税の法人割の税率を3.7%引き下げるというものです。今回の国税改定によって、首都圏の市税収入は減少することになります。国の方針で、首都圏の市の財政に悪影響を及ぼすことは、許されるものではなく、納得がいくものではありません。国に対して、法人税改定を見直すように要請をするべきであると考えますが、ご見解を伺います。

【税務部】

今回の法人関係の税制改正につきましては、法人住民税の一部を国税化し、その税収全額を地方交付税原資とするもので、地方法人課税の偏在性を是正する国の政策によるものです。(裏面へ続く)

三橋さぶろう プロフィール

- 1978年 長野県木島平生まれ(37歳)
- 2002年 中央大学商学部卒業後
株式会社カネボウ勤務
江東区健康スポーツ公社勤務
- 2008年 衆議院議員 野田佳彦秘書
- 2011年 衆議院議員 若井康彦公設秘書
- 2015年 船橋市議会議員選挙 当選
・文教委員会 ・広報委員会 ・民進党会派
- 特 技: クロスカントリースキー
1998年長野オリンピックボランティアスタッフ
2002年ソルトレイクシティ・パラリンピック日本代表コーチ
- 家族:妻、息子(3歳)

(前面から)

地方への影響については地方交付税不交付団体において、原則減収となると考えられるが、本市を含む交付団体においては、その影響は交付額等詳細不明ですが限定的ではないかと考えています。

【三橋】

議案第3号船橋市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、7月1日から介護予防・日常生活支援総合事業の中に、介護予防運動機能向上デイサービス、介護予防ミニデイサービス、所謂、緩和された基準による通所型サービスが新たに加わるという内容です。地区社会協議会の団体など民間の団体でも、対応ができるように民間団体の育成が必要であると考えます。緩和された基準によるサービスについて、将来ビジョンをどのように考えているのか、ご見解を伺います。

【健康・高齢部】

7月から実施する緩和された基準によるサービスのうち、介護予防ミニデイサービスは、現在、地区社会福祉協議会が行っているミニデイサービスと名称が似ているが別のサービスです。従いまして地区社会福祉協議会等による緩和された基準によるサービスの実施は想定されていませんが、総合事業の枠組みのなかでは、住民主体によるサービスとして、これら民間団体への支援が可能かどうか検討する必要があるものと考えています。

また、緩和された基準によるサービスの将来のビジョンということですが、新しいサービスでございますので、まずは市民の方や事業者に対し丁寧な周知に努めるとともに、サービスの利用状況等の推移を見守って参りたいと考えています。そのうえで、必要に応じサービス内容の見直しを行うなど、市民の方の多様化するニーズに応えられるよう、より良いサービスの構築に努めて参ります。

6月22日より参議院選挙のため、駅頭活動とチラシの配布は休止させていただきます。(7月10日まで)

三橋さぶろう事務所

〒274-0063 船橋市習志野台4-10-12 1階 (新京成線習志野駅から徒歩4分)

電話: 047-402-2810 FAX: 050-3488-3190

E-mail: funabashi@mituhashisaburo.jp

HP: <http://mituhashisaburo.jp>

事務所にお越しの場合は、あらかじめご連絡いただくと助かります。